

『電験2種一次試験過去問マスタ 法規の15年間』正誤表

コード：10334

版刷：第1版第1刷

発行日：2026年3月25日

正誤表作成日：2026年5月22日

192 ページ No.43 の問題および解答解説を次ページに置き換えてください。

R 6-2

No.43

解答日
チェック

次の文章は、「電気設備技術基準の解釈」に基づく、高圧架空電線と建築物との接近に関する記述である。文中の□に当てはまる最も適切なものを解答群の中から選べ。

- a) 高圧架空電線が、建築物と接近状態に施設される場合の離隔距離は、次の表に規定する値以上であること。

架空電線の種類	区分	離隔距離
□(1)□	上部造営材の□(2)□	1 m
	その他	0.4 m
その他	上部造営材の□(2)□	2 m
	人が建築物の外へ手を伸ばす又は身を乗り出すことなどができない部分	0.8 m
	その他	1.2 m

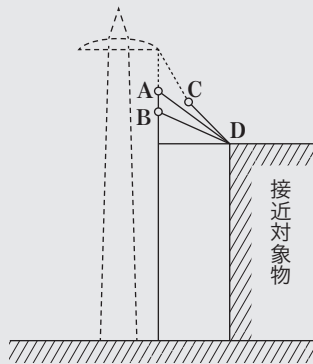
- b) 高圧架空電線が、建築物の□(3)□に接近して施設される場合は、高圧架空電線と建築物との離隔距離は、次の表に規定する値以上とするとともに、危険のおそれがないように施設すること。

電線の種類	離隔距離
□(1)□	0.4 m
その他	0.8 m

- c) 高圧架空電線が、建築物に施設される簡易な突き出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材と接近する場合において、次に該当するときは、高圧架空電線と当該造営材との離隔距離は、a) 及び b) によらないことができる。

電線に高圧絶縁電線、□(4)□又は□(1)□を使用し、当該電線を高圧防護具により防護した高圧架空電線を、当該造営材に接触しないように施設する場合

- d) 「離隔距離」とは、次の図の□(5)□の距離である。



Aは、弛度が最小で無風の
状態の電線の位置

Bは、弛度が最大で無風の
状態の電線の位置

Cは、通常的气象条件で最
も対象物に接近する電線の
位置

(注) 図は概念的な位置関係を示しており、距離を正確に表した
たものではない。

解答群

- | | |
|--------------|--------------|
| (イ) 鋼心アルミより線 | (ロ) 架空地線 |
| (ハ) BD | (ニ) 垂直方向 |
| (ホ) コード | (ヘ) 特別高圧絶縁電線 |
| (ト) 上方 | (チ) 第一次接近状態 |
| (リ) AD | (ヌ) 水平方向 |
| (ル) CD | (ヲ) ケーブル |
| (ワ) 第二次接近状態 | (カ) 多心型電線 |
| (ヨ) 下方 | |

No.2	(1)―(ウ), (2)―(ト), (3)―(ヨ), (4)―(ヘ), (5)―(ル)
-------------	---

電気設備の技術基準の解釈第71条【低高压架空電線と建造物との接近】では、次のように規定している。

第71条 低圧架空電線又は高圧架空電線が、建造物と接近状態に施設される場合は、次の各号によること。

- 一 高圧架空電線路は、高圧保安工事により施設すること。
- 二 低圧架空電線又は高圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離は、71-1表に規定する値以上であること。

71-1表

架空電線の種類	区分	離隔距離
ケーブル	上部造営材の上方	1 m
	その他	0.4 m
高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線を使用する、低圧架空電線	上部造営材の上方	1 m
	その他	0.4 m
その他	上部造営材の上方	2 m
	人が建造物の外へ手を伸ばす又は身を乗り出すことなどができない部分	0.8 m
	その他	1.2 m

- 2 低圧架空電線又は高圧架空電線が、建造物の下方に接近して施設される場合は、低圧架空電線又は高圧架空電線と建造物との離隔距離は、71-2表に規定する値以上とするとともに、危険のおそれがないように施設すること。

71-2表

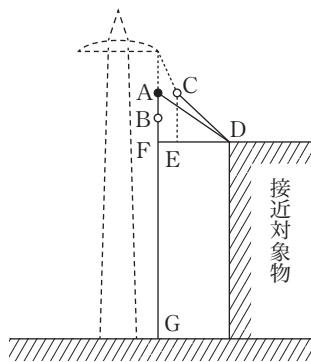
使用電圧の区分	電線の種類	離隔距離
低圧	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.3 m
	その他	0.6 m
高圧	ケーブル	0.4 m
	その他	0.8 m

- 3 低圧架空電線又は高圧架空電線が、建造物に施設される簡易な突き出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材と接近する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、低圧架空電線又は高圧架空電線と当該

造営材との離隔距離は、第1項第二号及び第2項の規定によらないことができる。

- 一 絶縁電線を使用する低圧架空電線において、当該造営材との離隔距離が0.4 m以上である場合
- 二 電線に絶縁電線，多心型電線又はケーブルを使用し，当該電線を低圧防護具により防護した低圧架空電線を，当該造営材に接触しないように施設する場合
- 三 電線に高圧絶縁電線，特別高圧絶縁電線又はケーブルを使用し，当該電線を高圧防護具により防護した高圧架空電線を，当該造営材に接触しないように施設する場合

この条文でいう「離隔距離」とは、最短距離のことであって、他の離隔距離との関係を示すと、図のようになる。また、「離隔距離」というのは離さなければならない距離という意味であって、単に「距離」というときは接近限界を示す場合に用いられ、「離さなければならない」という意味ではない。したがって、離隔距離という場合は、通常的气象条件による電線の変化を考えておくべきであり、径間が長く、弛度の大きい場所における建造物との離隔距離については、風などによる横揺れを考慮する必要がある。さらに、接近対象物が動揺するものであれば、その動揺等も考慮したうえで、適当な離隔距離をとる必要がある。



Aは、弛度が最小で無風の
状態の電線の位置

Bは、弛度が最大で無風の
状態の電線の位置

Cは、通常的气象条件で最
も対象物に接近する電線の
位置

AD：距離

CD：離隔距離

FD：水平距離

ED：水平離隔距離

AF：垂直距離

BF：垂直離隔距離

BG：高さ